

# 令和4年度 第1回石巻市DX推進本部会議要旨

日時：令和4年11月7日（月）

午前10時05分～午前10時20分

会場：庁議室

## 【審議事項】

### 1 DX推進方針に基づく取組の実践と進捗管理について

本市では、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進していくための取組の方向性を示す「石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針」（以下「DX推進方針」という。）を令和3年12月に策定し、DXの推進体制として全庁の取組を統括する「石巻市デジタル・トランスフォーメーション推進本部」（以下「DX本部」という。）、さらに、実務担当者が組織した「企画推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を令和4年3月に設置した。

本市のDXを推進する次のステップとして、推進方針に基づく取組を実践し進捗管理する仕組みが必要となっている。

推進方針が示す取組の方向性を事業化し、実施主体を明示したうえで、総合計画基本計画実施計画並びに石巻市行財政改革推進プランに位置付け進捗管理する仕組みを構築することで、新たな計画管理を不要とし事務の最適化を図りながらDX推進方針の取組期間が完了する令和7年度までに「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」の実現を目指す。

#### （1）主な内容

ア DX推進方針に基づく取組（事業の性質上「A」と「B」に分類）と各事業所管課における事業を次のように整理し、各種計画に位置付けたうえで進捗状況を把握する。

① 「A「市民サービスの利便性向上」実現のための取組」に該当する事業（市民向け）

⇒ 政策的な要素が強い取組みとして「総合計画基本計画実施計画」に位置付け事業化し、DXマークを付す。

② 「B「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組」に該当する事業（内部向け）

⇒ 行政コスト縮減、事務効率向上に資する取組みとして「石巻市行財政改革推進プラン」の取組項目として位置付ける。

③ 各々の計画見直し（調整）時期に間に合わない突発的な事案については都度、DX推進本部において事業の妥当性・必要性について機関決定を経てか

ら予算化する。

イ 総合計画基本計画実施計画掲載事業のうち、DXマークを付した取組みについては一覧表示のうえ、DX関連の取組みであることを議会や市民にも分かりやすく発信する。

(2) 今後の予定

令和4年11月22日 第2回DX推進本部の開催  
(職員アンケート分析結果の報告を予定)

**【その他】** 特になし

## **【報告事項】**

### **1 職員アンケート調査の進捗状況について**

石巻市デジタル・トランスフォーメーション推進本部のワーキンググループとして組織されたDX企画推進プロジェクトチームでは、「DX推進方針に掲げた取り組み事項を実務の視点で具体化していくこと」をミッションに、これまで具体化に向けた検討を行ってきた。

職員アンケートの実施については、プロジェクトチームでの検討を踏まえ、①組織課題の明確化、②明確化した課題の分析、③課題の解決手法の検討について取り組むこととし、①組織課題の明確化のため、庁内の職員に対し日ごろの業務において支障となる非効率な「ルールや仕事の仕組み」についてアンケートを通じて調査し、DX推進方針で示した取組事項を具体化する。

(1) 主な内容

調査対象職員数：1,384名（医療職職員及び高等学校教員並びに、会計年度任用職員を除く。）

調査期間：令和4年9月7日（水）～21日（木）

実施結果：回答数980名（回答率70.8%）

※詳細別紙「DX実現に向けた職員アンケート調査集計結果」のとおり

(2) 今後の予定

次回開催のDX推進本部において、DX企画推進プロジェクトチームにおける「②明確化した課題の分析」及び「③課題の解決手法の検討」結果について報告する。

**【その他】** 特になし

### **2 「情報システムの標準化・共通化」への対応状況について**

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」では、政令で指定された標準化対象事務（法第2条）の処理に係る情報システムについて

て、地方公共団体は標準化を実施する責務を有し（法第4条第2項）、地方公共団体情報システムは標準化に適合するものでなければならない（法第8条第1項）ため、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえて、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされた。（法第10条）。

総務省が策定した自治体DX推進計画に則っとり、令和7年度末までに基幹系20業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することにより、業務改革（BPR）や業務・データの標準化等を前提に、各システムの迅速な構築・柔軟な拡張・最新のセキュリティ対策・コストの大幅低減などを実現する。

#### （1）主な内容

令和7年度末までに以下に示した基幹系20業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。

##### ア 総務部

- ① 市民税課（個人住民税・法人住民税・軽自動車税）
- ② 資産税課（固定資産税）

##### イ 市民生活部

- ① 市民課（住民基本台帳・戸籍・戸籍の附表・印鑑登録事務）

##### ウ 教育委員会事務局

- ① 教育総務課（就学）

##### エ 選挙管理委員会事務局（選挙人名簿管理）

##### オ 保健福祉部

- ① 健康推進課（健康管理）
- ② 保険年金課（国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険）
- ③ 介護福祉課（介護保険）
- ④ 障害福祉課（障害者福祉）
- ⑤ 保護課（生活保護）
- ⑥ 子育て支援課（児童手当・児童扶養手当）
- ⑦ 子ども保育課（子ども子育て支援）

#### （2）今後の予定

各システムの進捗状況について、国の求めに応じ定期的に報告を行う。

令和4年11月に報告の予定。（現在、各業務担当課へ移行計画書の提出を依頼中）

**【その他】** 特になし

### 3 「行政手続きのオンライン化」への対応状況について

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」（デジタル行政推進法）第5条第4項により、国の行政機関等以外の行政機関等（地方公共団体）は、情報通信技術を利用して行われる手続等（手続のオンライン化）に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされており、石巻市DX推進方針の取組事項としている。

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とし、市民サービスの利便性向上を実現する。

#### （1）主な内容

令和4年度末までに、国が自治体DX推進計画で定めた「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた31手続きのうち、市町村対象となる28手続き（別紙資料4-2）について、マイナポータルのぴったりサービスからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能とする。

#### （2）今後の予定

各手続きの進捗状況について、国の求めに応じ定期的な報告を行う。  
（令和4年10月にフォローアップを報告済み。）

#### 【その他】

令和4年10月末までの担当課進捗状況（現在、各担当課に11月11日回答期限で照会中）を基に、オンライン手続きの運用開始日について調整の上、次回DX推進本部会議において決定したい。

以上